平成21年第2回葛城市議会定例会会議録(第1日目)

1. 開会及び散会 平成21年6月19日 午前10時10分 開会 午前11時15分 散会

3. 出席議員18名 1番 赤 井 佐太郎 2番 朝 岡 佐一郎 3番 西井 覚 4番 藤井本 浩 吉村優子 5番 6番 冏 古和彦 7番 川辺順一 Ш 8番 西茂 9番 寺 惣 一 田 10番 下 村 正樹 11番 岡島 辰 雄 12番 野 志 昭 13番 西 川 弥三郎 南 要 14番 亀 井 一二三 高 井 悦 子 15番 16番 17番 白 石 栄 一 18番 石 井 文 司

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長 山下和弥 市 長 杉 岡 富美雄 育 長 教 大 西 正 親 総務部長 勇 吉 大 武 企 画 部 長 森川重裕 市民生活部長 安 川 登 都市産業部長 石 田 勝 朗 保健福祉部長 花井 義明 高木久雄 水道局長 教育部長 正 田 貴 一 防 長 島 会計管理者 消 中 克比虎 森田 源千代

5. 職務のため出席した者の職氏名

 事務局長福井良祝書
 記中嶋卓也

 書 加雅大

6. 会議録署名議員 3番 西 井 覚 13番 西 川 弥三郎

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議第36号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第4	議第37号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第5	報第2号	葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第6	報第3号	平成20年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第7	報第4号	平成20年度葛城市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
		について
日程第8	報第5号	平成20年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計繰越明許費繰越計算
		書の報告について
日程第9	議第38号	工事請負契約の締結について〔葛城市立新庄中学校校舎地震補強・
		大規模改造工事 (第1期)〕
日程第10	議第39号	平成21年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決について

開 会 午前10時10分

石井議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、平成21年第2回葛城市議会 定例会を開会いたします。

本日、平成21年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、何か とご多用の中、出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会も議員各位の格段のご協力 によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は議事日程記載の日程第3から日程第10までの8議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみとし、他の議案に対しましては朗読は省略いたします。

次に、監査委員から、例月出納検査報告について報告がありました。お手元に配付しております報告書により、ご了承お願いいたします。

最後に、今回提出されました意見書案等につきましては、お手元に配付の会議日程の欄外 に記載しておりますので、ご了承願います。

以上、報告を終わります。

ここで、山下市長から、招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。 市長。

山下市長 皆様、おはようございます。

本日、葛城市議会平成21年第2回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。皆様もご承知のように、新型インフルエンザの感染が拡大している中、奈良県におきましても、6月16日に初めての感染が確認されたところであり、本市においては、その日に直ちに新型インフルエンザ対策本部を開催し、今後の感染防止策を協議し、市民に対しまして市内放送を通じ感染予防に努めていただくように周知したところでございます。今後も県及び関係機関と連携を図りながら、全力を挙げて感染拡大の防止に努めてまいりますので、議員の皆様を初め、市民の皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会においてご審議をいただく案件は、人事案件が2件、報告案件が4件、議 決案件が2件となっております。

提案時において、その都度内容説明を申し上げますので、何とぞよろしくご審議をいただき、議決賜りますようにお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いを申 し上げます。

石井議長 これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番、西井覚君、13番、西川弥三郎君 を指名いたします。 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長からご報告をお願いいたします。

4番、藤井本君。

藤井本議会運営委員長 平成21年第2回葛城市議会定例会に当たり、去る12日に議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず、議事日程及び審議方法でございますが、日程第3、議第36号及び日程第4、議第37号につきましては人事案件でございます。一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。なお、本2議案につきましては、人事案件でございますので、議案の朗読を行います。

次に、日程第5、報第2号から日程第8、報第5号までの報告案件4議案につきましては、 1議案ごとに上程し、その内容説明を受け、それぞれ質疑のみを行います。

次に、日程第9、議第38号につきましては上程し、その内容説明を受け、質疑まで行い、 総務文教常任委員会へ審査を付託いたします。

次に、日程第10、議第39号につきましても上程し、その内容説明を受け、質疑まで行い、 総務文教常任委員会へ審査を付託いたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。会期は本日6月19日から29日までの11日間とし、22日午前9時30分から総務文教常任委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。また23日午前9時30分から民生水道常任委員会協議会、24日午前9時30分から都市産業常任委員会協議会をそれぞれ開催いたします。25日は予備日とし、26日午前10時から本会議を開催し、委員会へ付託された議案につきまして委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決を行い、その後一般質問を行います。29日午前10時から本会議を再開し、引き続き一般質問を行います。

続いて、意見書案等は4件でございます。お手元に配付のとおり、所管において協議を願います。

最後に、一般質問でございますが、通告期限であります本日午後5時までに通告書を議長宛に提出願います。なお、制限時間は、質疑、答弁を含めて1人60分であります。

以上でございます。

皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

石井議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日19日から29日までの11 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日19日から29日までの11日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり、行うことにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり、議案審議を行うことにいた します。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第36号並びに日程第4、議第37号 人権擁護委員候補の推薦につき、意見を求めることについての2議案を一括議題といたします。

本2議案を事務局長に朗読させます。

福井事務局長 命により、朗読いたします。

議第36号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市長尾●●●

氏名 椿本惠三 昭和●年●月●日生

平成21年6月19日提出

葛城市長 山下和弥

議第37号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市染野●●●

氏名 中井治幸 昭和●年●月●日生

平成21年6月19日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

石井議長 本2議案につきまして、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました、議第36号と議第37号の2議案につきまして、一括して提案理 由の説明を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を 求めるものでございます。

初めに、議第36号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案につきましては、人権擁護委員の吉川信也氏が、本年9月30日付をもって任期満了となりますので、新たに葛城市長尾●●●椿本惠三氏を推薦いたしたく、提案をするものでございます。

次に、議第37号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案につきましては、人権擁護委員の中井治幸氏が、本年9月30日付をもって任期満了となりますが、引き続き葛城市染野●●●中井治幸氏を推薦いたしたく、提案をするものでございます。

以上、提案をいたしました2名の人権擁護委員候補者につきましては、人格、識見ともに すぐれており、最適任者であると認め、推薦をいたしたいのでよろしくご同意を賜りますよ うお願いを申し上げます。

石井議長 これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑をし、討論、採決は1議案 ごとに行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより日程第3、議第36号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第3、議第36号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、日程第4、議第37号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第4、議第37号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第5、報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。 本件につき、提出者の説明を求めます。

副市長。

杉岡副市長 ただいま、報第2号で上程いただきました、平成20年度の葛城市の土地開発公社の経営 状況の報告につきまして、お手元の平成20年度葛城市土地開発公社経営状況の報告書に基づ きまして、ご説明申し上げます。

なお、皆様のお手元には平成20年度中に取得した資産、あるいは売却の資産の位置図、そ

れから平成20年度末の期末の保有総資産の位置図等をお示しいたしておりますので、ご参照 いただきましたら結構かと存じます。

それでは、2ページの方から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、開発公社の概要でございます。本年度の事業収支につきましては収益的収入で3億2,360万6,017円、収益的支出では3億2,054万6,154円、資本的収入で6,701万円、資本的支出3億3,711万3,977円でございます。

続いて平成20年度中の取得事業の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、新庄駅前通り線の事業用地でございますが、面積にいたしまして350. 29平方メートル、3筆の土地でございます。用地費につきましては3,432万8,420円、補償費につきましては4件で232万7,000円でございまして、合計3,665万5,420円でございます。地方特定道路整備事業用地では3筆、面積は67.88平方メートル。用地費は665万2,240円で、合計も同額でございます。

取得事業用地の合計では、面積にいたしまして418.17平方メートル。用地費は6筆で4,098 万660円、補償費では4件で232万7,000円でございまして、合計で4,340万7,660円でございま す。

次に、売却事業の内訳につきましてご説明申し上げます。

まず、新庄駅前通り線の事業用地でございまして、7筆の土地、565.98平方メートルと、 補償10件の売却原価につきましては1億8,797万6,542円、売却収益につきましては1億8,985 万6,301円でございます。

次に地方特定道路整備事業用地では、土地が4筆で、83.02平方メートル、売却原価は822 万6,695円、売却収益は830万8,960円でございます。

次に、都市公園整備事業用地では、土地が1筆で、1,494平方メートル、補償費1件を合わせまして売却原価は7,581万9,361円、売却収益は7,657万7,554円でございます。

次に、市道木戸八之坪・岩谷川線道路改修事業用地では、土地は3筆で、674.50平方メートル、補償費2件を合わせまして、売却原価は3,517万4,156円、売却収益は3,552万5,896円でございます。

次に柿本・笛堂地内道路改良事業用地では、土地が10筆で、447.01平方メートル、補償費4件を合わせまして、売却原価は1,304万6,801円でございます。売却収益は1,317万7,264円でございまして、売却事業の合計は25筆の土地、3,264.51平方メートルと、17件の補償費を合わせまして売却原価は3億2,024万3,555円、売却収益は3億2,344万5,975円でございます。

なお、本年度の事業用総資産総額につきましては、6億2,160万6,895円となりました。損益計算につきましては事業総収益で320万2,420円、事業外収益で16万42円、事業損失で30万2,599円、経常利益は305万9,863円となり、当期の純利益につきましても305万9,863円となりまして、準備金の合計は9,451万3,919円となったわけでございます。また、借入金につきましては当期の増加高で6,701万円、当期減少高は362,089万円となりまして、期末残高では56億111万円となったわけでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度の収支決算書でございます。

まず、収益的収入及び支出のうち収入の部でございます。

事業収益の公有地の売却収益は、決算額3億2,344万5,975円で、これは2ページで説明いたしました、公有地の売却収益の価格でございます。次に事業外収益の受取利息が、1万8,782円、この分につきましては南都銀行、大和信用金庫、中央信用金庫の3つの金融機関からの利子収入でございます。雑収益では14万1,260円で、駐車場の貸付料や電柱敷地料等でございまして、これらを合計いたしまして3億2,360万6,017円でございます。

次に、支出のうち事業原価、公有地の売却原価は、決算額が3億2,024万3,555円で、これも2ページで説明いたしました公有地の売却原価の価格でございます。

次に、一般管理費といたしまして、経費では30万2,599円で、保有地の管理に要する費用でございまして、これらを合計いたしまして、3億2,054万6,154円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。

まず、収入のうち資本的収入の借入金では、決算額6,701万円、合計額も同額でございます。

次に、支出の資本的支出、公有地取得事業費では決算額5,622万3,977円、借入金の償還金 につきましては決算額で3億2,089万円、支出の合計は3億7,711万3,977円でございます。

次に、4ページにお戻りいただきたいと思います。

公社の損益計算書でございます。平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間で ございます。

まず、事業収益の公有地売却収益につきましては3億2,344万5,975円、事業原価の公有地売却原価は3億2,024万3,555円でございまして、事業総収益につきましては320万2,420円でございます。次に、一般管理費の事業損失は30万2,599円でございます。

次に、事業外収益の受取利息は1万8,782円、次の雑収益の14万1,260円を合計いたしまして、16万42円でございます。

したがいまして、経常利益は305万9,863円、当期の純利益も同額の305万9,863円でございます。

次に、3ページの方にお戻りいただきたいと思います。

平成21年3月31日付での貸借対照表でございます。

まず資産の部、流動資産、現金及び預金でございますが、582万7,771円でございます。代 行用地は6億2,160万6,895円、流動資産の合計につきましては6億2,743万4,666円で、資産 合計の額は同額の6億2,743万4,666円でございます。

次に、負債の部。固定負債の借入金は5億111万円で、大和信用金庫及び中央信用金庫からの借入金でございます。未払い金では2,681万747円、固定の負債合計につきましては5億2,792万747円、負債合計につきましても同額の5億2,792万747円でございます。

次に、資本の部でございます。資本金の基本財産は500万円でございまして、準備金で前期の繰越準備金9,145万4,056円、当期の純利益が305万9,863円、準備金の合計といたしましては9,451万3,919円でございます。また、資本合計につきましては、9,951万3,919円で、負債・資本の合計は6億2,743万4,666円でございます。

最後に、8ページの方をお願いいたしたいと思います。

平成20年度の決算意見書でございます。公社の決算につきましては去る4月28日、午前10時から下村、森田両監事の監査を受けたところでございまして、いずれも適正と認めていただきまして、あわせてご報告を申し上げたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げま す。

石井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 地方自治法第243条の3第2項の規定により報告されています、報第2号の平成20年度葛城市土地開発公社経営状況報告書について、若干の質疑を行いたいと思います。報告書にあります、平成20年度における取得事業や売却事業の内訳、損益計算書、収支決算等は、妥当なものと考えておりますが、平成20年度末における10事業50筆の保有総資産、代行用地の中で懸案となっています、5年以上保有されている土地について伺ってまいります。

平成20年度はこれらの土地の処分、活用にどのように取り組んで来られたか。まず10年未満で5年以上保有されている多目的広場用地、これは新庄庁舎駐車場であります。444.52平米。さらに、文化会館駐車場用地、1,550平米について説明を求めるものであります。そして、10年以上保有している公共施設用地、これは南都銀行の跡地でありますけれども、536.42平米。さらに、南花内県道御所・香芝線用地、382平米。南花内県道寺口・北花内線用地、665平米について説明を求めたいと思います。

次に、報告書をあわせて提出をされています、平成20年度期末保有総資産の資料について 何ってまいります。提出された資料の中に、一番肝心な土地の購入価格、取得原価が記載さ れていない問題についてであります。たびたび委員会や本会議において議論をし、明記され るよう求めてまいりましたが、このたびの期末保有総資産の資料にも掲載をされておりませ ん。どのような理由によるものか、改めて説明を求めたいと思います。よろしくお願いしま す。

以上です。

石井議長 副市長。

杉岡副市長 まず、保有資産の状況の中で、多目的広場、また文化会館の駐車場用地につきましての取り扱い、またそれに関する5年以上保有した資産につきましての取り扱いということのご質問であろうかと思います。この分につきましては、それぞれの事業の用地として一部供用されたものがございます。本来ならば行政の方から買い取りをいただくというのが本意であろうかと思いますが、行政といたしましても、何分限られた財源の中でございまして、どの補助事業を採択いたしまして買い取っていただくかというふうなことの中での検討を常々しておるわけでございます。例えば平成19年でございますが、平成8年に取得されました多目的広場用地、いわゆる庁舎の駐車場でございますが、平成19年度に合併の補助金、いわゆる100%でございます。この中で1億2,664万円という多額な事業の用地を補助事業に当て込ん

で買わしていただいたという経緯がございます。したがいまして、今後このような満額とは 申しませんが、土地の取得に当たりましての国の補助事業を適切に対応さしていただきまし て、買い取るよう要請するというふうに考えております。

続きまして、第2点目の、この資料の中での個々の買収金額が明示されていないというご質問であったかと思います。この件に関しましては、土地の情報等の公文書の開示方法につきましての1つの指針が平成19年の5月に示されておるわけでございまして、事業の進捗状況の中におきまして、今現在の事業が進捗しておる中におきまして、個々の金額を明示さしていただくことにつきましては、今後の事業の進捗に支障を来す、また追加買収のときの進捗に対します支障を来すというふうな指針が示されておりまして、開発公社といたしましてもその指針を尊重し、現在示さしていただいております番地と所有者、面積ということにとどめさしていただいている次第でございます。

以上でございます。

(発言する者あり)

杉岡副市長 先ほど申しましたように、10年以上のものにつきましても、先ほどと同じ何らかの補助 事業が見つかりまして、いわゆる国の財源等々を獲得いたしまして、買い取っていただくと いう方向でございます。

以上でございます。

石井議長 17番、白石君。

白石議員 理事長の方からご答弁をいただきました。土地開発公社の役割は事業計画に基づいて、先 行取得した土地を最終的に葛城市等に売り払うなどの処分を行い、葛城市の秩序ある整備と 住民福祉の増進に寄与する、ここにあります。ご承知のように、総務省や国交省の方針では、 公社が購入した土地は、自治体が5年以内に買い戻すことが望ましく、10年以上経過をする と用地は処分の再検討が求められる、このようにされています。10年未満で5年以上保有さ れている土地の現状は、ただいま理事長の方からご説明がありました。多目的広場用地につ いては、あるいは文化会館の駐車場用地については、既に造成され、駐車場として現に活用 されているということであります。まさに事業が終わっているわけで、これはやはり開発公 社の役割は既に終わっているわけでありますから、単に市当局の事情によってこれを引き伸 ばしていくというのはやはり問題がある。総務省や国交省の方針、指針からしても、やはり 急ぐべきではないのかと。もちろん、理事長が申しましたように、あわよくば、国の補助事 業で役場北側の駐車場100%を国に持ってもらって買い取りしたと。これは合併にかかわる事 業だというふうに思うわけですけれども、それはそれで時期を見て機敏に対応したという点 では評価できるわけでありますけれども、既に5年を経過し、事業目的が達成されている、 このようなものに補助事業がつくというのはなかなか難しいのではないかというふうに考え ます。ぜひこの開発公社の保有資産として長々と置いておくというのは、やはり改めていく べきだというふうに思います。

それから、10年以上保有されている土地については、これは健康福祉センターの用地として南都銀行用地を確保したわけでありますけれども、現状は建物は老朽化をしています。こ

の倉庫の中には事務机とか、あるいは災害時に使うシートとかその他、倉庫として保有し、 使っているわけであります。もう既に健康福祉センターは完成をし、使っている状況です。 これらの活用というのは、やはり毎年毎年、どう処分、活用していくかということをきちっ と議論していただかないと困ります。これは仕方がないんだというふうにほうってたのでは 困りますので、この点をよろしくお願いしたい。

それから、県道御所・香芝線、これについては、幸いにして近隣の工場の駐車場として年間13万6,000円で貸しているわけで、これは13万6,000円でも一応収入があるというふうなことで、これは1つの活用例だとういうふうに思います。これは放置しているよりはましではないかというふうに思いますが、これらの活用も、売却も含めて考えていただきたい。県道寺口・北花内線については、そのまま処分、活用されないまままだ残っています。これらについてもぜひ積極的に活用するように、処分されるように求めておきたいというふうに思います。

次に、期末保有総資産の資料の中に、取得原価、取得価格が設けられていないという問題 について、理事長の方から、平成19年度に示された進捗中の事業については、やはり追加買 収等に支障を来すということもあって、公表しないということになっているということであ りますが、既に南都銀行の跡地を購入したところは20年以上保有しているのですね。これは 執行中、進捗中と言えるのか、そういう状況にあります。先ほども言ったように、健康福祉 センターは既にもう完成をし活用しています。執行中というか、進捗状況の中でと言われて いますけれども、そのような状況には全くない。全く公表できないという理由がないわけで すね。さらに、17年、18年保有している県道寺口・北花内線なり、県道御所・香芝線の用地 も同様であると思います。また、多目的広場の用地、文化会館の駐車場用地は、いずれも造 成工事も既に終わって駐車場として活用しているわけですね。これはとても事業が進捗をし ているというふうな状況にない。追加買収なんていうのはこれはあり得ないわけですから、 少なくともこういうものについては、やはり明確にしていく必要があるのではないか。確か に理事長が言われたように、事業の進捗の中で、用地を買収していく上で、追加買収をして いく上で、この価格を明示していくということは、一定不利なことになるかもわからないし、 あるいは、個人の情報を開示されることを求めない人がいるかもわからない、というのは一 定理解できるけれども、少なくとも今申し上げた事例については、やはり公表し、長年保有 している土地の購入価格を明示することによって、初めてこの土地を何とかせないかんとい うことになるわけですよ。これは議会もそうですし、やはり開発公社の理事会もそうなるの ではないかと。ところがその資料にそういう売却価格、原価が明示されていないという中で、 非常に対応そのものがあいまいになっているということを言わざるを得ないわけで、これは ぜひ改善をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

石井議長 副市長。

杉岡副市長 ごもっともな意見かと存じます。しかしながら、過日会計検査、先ほどご披露さしていただきました平成19年度に売却さしていただきました部分につきましては、平成8年の売却

物につきまして、それの利子、それから手数料等も加算いたしました部分で国のお金で買い取っていただいたという経緯がございます。その議論の中で、やはり会計検査員の方では取得価格については問題があるんじゃないかというふうなことでいろいろ議論を交わしたわけでございますけれども、その当時にはその当時の高い、高いと申しますか、適正な価格で取り引きされて取得されたという部分がございまして、土地の分につきましては、年々その状況によってその評価の違いが出てまいります。したがいまして公表すること自身におきまして、新たな誤解を生じるという部分もございます。したがいまして、この分につきましての公表は、今後の事業、それから処分に関します開発公社の事業の進展に非常に影響があろうかというふうに考えておりますので、この部分につきましての開示は事業が終了、または売却したときにお示しするということで差し控えたいというふうに考えております。

また、月1回、理事会でそれぞれこの件につきましても、先ほどお示しいただきました南都銀行とかの用地につきましては、その処分のあり方、また保有ですね、例えば会計課の方での基金としての現金にかえての土地の取得というふうなことも踏まえまして、現在鋭意検討中でございます。しかしながら、一部では処分というご意見もあるわけでございますけれども、何分今まで健全な運営の中で、それぞれ適当な補助事業を見つけまして買い取っていただいております経緯がございまして、しばらくはそういうふうな事業を見つけていただく努力をしていただくというふうなことで、やはり今まで培ってまいりました取得原価にそれの金利、なお手数料を含めまして買い取っていただけるよう努力をさしていただきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

- **石井議長** 白石議員、会議規則で2回ということでございますので、要望ということで取り計らいさ していただきます。
- 白石議員 理事長の方からご丁寧にご答弁をいただきましたので、改めて発言をしておきたい。ご承知のように、議会はこの開発公社の予算なり決算、あるいは事業報告等について議決、承認をするという、そういう権限を持たされておりません。それはもうご承知のとおりで、開発公社にかかわっては、設立のときとか解散のとき、あるいは定款の変更のみに我々は議会としての権限を行使できることになっております。日常の事務事業については、承認をする、あるいは議決をするという権限がない中で、ご承知のように土地開発公社にかかわっては、大きな問題が起こっておりますし、また、国の健全化法や公契約等の法改正の中で、連結決算等が採用される中で、開発公社の財政状況が非常に大きな問題になっている。一般会計、特別会計等が黒字であっても、開発公社が大きな赤字を持っているがために、赤字団体に転落をする、こういう事態にもなっているわけですね。幸いにして、葛城市は報告がありましたように、一定健全な財政状況にあると私は認識をしているわけでありますけれども、やはり他の市町村の中で開発公社が赤字まみれになって、市財政そのものがそれを債務負担行為の中で大変な状況になっているということからしたら、議会の責任というのは問われるわけですね。当然理事者の責任は問われますけれども、議会は何をしていたんだと、いやいや議会はこんな権限ありませんねんということだけでは済まないことなんです。ですから私はそ

ういう立場から、やはり我々の権限、至らないところであるけれども、できるだけ財政状況、 資産状況の中身も明らかにしていただく中で、本当にそれこそ健全な運営をされるように望 んでいる、それがための発言でありますので、そのように受けとめていただきたい。

以上であります。

石井議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により、報告のみでございますのでご了承願います。

日程第6、報第3号 平成20年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを 議題といたします。

本件につき、提出者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました、報第3号 平成20年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書 の報告につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本報告につきましては、平成21年3月議会におきまして、一般会計補正予算で繰越明許費を設定、及び追加をいたしました。定額給付金事業、子育て応援特別手当事業、道路新設改良事業、街路事業、まちづくり交付金事業の5つの事業につきまして、翌年度へ繰り越すべき額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

石井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、朝岡君。

朝岡議員 ただいま市長より、平成20年度の葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を受けまして、計算書をお手元の議案書に配付をいただいておりますので、若干質疑をさしていただきます。

今お話がございました繰越明許の計算書の中で、2款の定額給付金事業並びに民生費である子育て応援手当事業ということでございますが、100年に1度と言われる経済危機に陥っているその国が緊急生活支援対策の柱として2事業を進めてきたわけでございますが、この繰越明許の計算をしていただく中でこの金額が出ておりますが、現状ですね、各それぞれの定額給付金事業、また子育て応援特別手当事業の受給者の数、それから受給率といいますか、そういったものをお知らせをいただきたい。また、現状申請漏れとか、何かトラブルがあったというようなことがなかったのか、また、受け取り拒否というような方がいらっしゃったのかどうかも少しお聞きしておきたいと思います。

石井議長 会計管理者。

森田会計管理者 失礼します。定額給付金給付事業実施本部の森田です。

今、朝岡議員の方よりお尋ねがあります、今現在というか、きのうの時点におきます定額

給付金、並びに子育て応援特別手当に関しての未申請者数を報告さしていただきます。定額給付金につきましては、対象世帯が1万2,732世帯のうち、きのう現在で未申請世帯は403世帯となっております。率にしまして96.83%の方がもう申請の方を終えられております。もう一方の子育ての方ですけれども、こちらにつきましては対象世帯が528世帯のうち、きのうの段階で残りは11世帯ということで、97.91%の達成率というふうになっております。それと申請にかかわってのお尋ねであったかと思いますけれども、未申請者の方々につきましては、当初の発送以外にもう一度、いわゆる書留という形等を通じての郵送物の発送をさしていただきました。それとあとは広報かつらぎ、もしくは有線放送等におきましての周知という形でさしていただいておるのが現状です。それといわゆる受け取り拒否という事案のようなものがあったかというお尋ねであったかと思いますが、今現在におきましては、そういう形での受け取り拒否という意思、いわゆる態度を表示されて拒否しますというのはございません。以上です。

石井議長 朝岡君。

朝岡議員 会計管理者の方からご答弁をいただきましてありがとうございます。率にしたら非常に低いですけれども定額給付金、きのう現在でまだ申請をお済ましじゃない方が403件ということでございます。いろいろさまざまな事情があり、申請がおくれているのか、いろいろな事情があると思いますけれども、9月末まででしたね、たしかね。期間も半分以上過ぎておりますので、先ほどおっしゃっていただきました郵便物の再発送とか広報誌とか、また無線等で再三いろいろな形で申請をしていただくような啓発をしていただいておりますけれども、今後とも漏れがないように努めていただきたい。また、この秋からは子育て応援手当事業は、再度第一子の方にも6月の国会でそういった追加補正も上がっておりますので、しっかりとまたその件も引き続き、そういう申請告知の方法を再度また住民に徹底いただくように、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

石井議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件につきましても、法の規定により報告のみでございますのでご了承願います。 日程第7、報第4号 平成20年度葛城市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告 についてを議題といたします。

本件につき、提出者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました、報第4号 平成20年度葛城市下水道事業特別会計繰越明許費 繰越計算書の報告につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本報告につきましては平成21年3月議会におきまして、下水道事業特別会計補正予算で繰越明許費を設定いたしました。都市水環境整備下水道事業につきまして、翌年度へ繰り越すべき額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書

を調製し報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

石井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件につきましても、法の規定により報告のみでございますのでご了承願います。 日程第8、報第5号 平成20年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計繰越明許費繰越計算 書の報告についてを議題といたします。

本件につき、提出者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました、報第5号 平成20年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本報告につきましては平成21年3月議会におきまして、後期高齢者医療保険特別会計補正予算で繰越明許費を設定いたしました。後期高齢者医療システム改修事業につきまして、翌年度へ繰り越すべき額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

石井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件につきましても、法の規定により報告のみでございますのでご了承願います。 次に、日程第9、議第38号議案についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました、議第38号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、新庄中学校校舎地震補強・大規模改造工事(第1期)の請負契約の締結につきまして提案をいたすものでございます。本工事につきましては新市建設計画に基づき進めております、市内各学校の地震補強工事の一環でございまして、今回の新庄中学校校舎につきまして耐震診断調査をいたしましたところ、地震補強工事を必要とする建物になったため、耐震補強工事・大規模改造工事を実施するものでございます。校舎の構造及び規模は鉄筋コンクリート造3階建てで、延べ床面積は3,047平方メートルでございます。工事の発注につきましては、平成21年6月3日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、5社が応札し株式会社鍜治田工務店が落札しましたので、契約金額2億5,620万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

石井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第38号は、総務文教常任委員会へ付託し、審査願います。 次に、日程第10、議第39号議案についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました、議第39号 平成21年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の 議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2億4,680万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億6,130万1,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、国が経済危機対策として打ち出しました、平成21年度一次補正予算に的確に対応するとともに、厳しさを増す雇用情勢にも対応するための補正予算となっております。

主な補正内容につきましては、衛生費では妊婦一般健康診査委託料、農林商工費では鳥獣 害防止対策協議会への負担金、緊急雇用創出事業にかかわる経費、教育費では、学校ICT 環境整備事業、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業を活用して整備する小・中学校に おける教育公務用パソコン整備、並びに幼・小・中学校各大字の公民館を対象とした、地上 デジタルテレビ等の整備にかかわる経費となっております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

石井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第39号は、総務文教常任委員会へ付託し、審査願います。 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、6月26日、29日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、22日午前9時30分から総務文教常任委員会が開催されますので、各委員におかれましては審査をよろしくお願いいたします。また、23日午前9時30分から、民生水道常任委員会協議会、24日午前9時30分から、都市産業常任委員会協議会がそれぞれ開催されますので、各委員の方々におかれましては出席いただきますようよろしくお願いいたします。

皆様方には早朝より慎重に審議賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時15分